

(様式1)

環 境 配 慮 檢 討 書

農商第13-360号
平成21年3月 9日

三重県環境調整システム推進会議 部会長 様

三重県 農水商工部 農業基盤室長

三重県環境調整システム推進要綱第4条の規定に基づき提出します。

対象事業の名称	農地集積加速化基盤整備事業 朝見上地区
連絡先	担当室又は課所名 農業基盤室 農業基盤グループ

1 事業の計画の名称、目的及び内容

(1) 名 称	農地集積加速化基盤整備事業 朝見上地区		
(2) 目 的	本計画地区は、松阪市の東部に位置し、1級河川櫛田川沿いに広がる田園地帯である。計画地域のほ場は不整形で耕作道路が狭く、営農に多大な労力を費やしている。また、後継者不足による耕作地放棄などによる地域農業に危機感がある。本計画により、ほ場整備を推進し、農地の集積と担い手農家の育成を図り、農業経営の安定を図りたい。		
(3) 事業主体	三重県		
(4) 計画内容	<p>①計画地の位置 松阪市朝田町、和屋町、立田町、上七見町、幸生町、上川町 大宮田 地内 受益面積 159ha (別図1 計画一般図参照)</p> <p>②建物・施設等の概要 (用途、規模、面積、配置等) ・整地工 A=159.1ha ・道路工 L=23.1Km (B=5.0mL=5.6, B=4.0mL=17.5Km) ・用水路 L=25.1Km 管水路VU ϕ 150~500 ・幹線用水路L=2.1Km L型ブロック水路900×1700, 1000×2500型 ・排水路 L=18.4Km L型ブロック水路 900×4200 型 狹立柵渠 (H) 600~900×(B) 800~3500型 有孔フリューム 400~600 型</p> <p>③用水の使用計画 櫛田川（1級直轄河川）の総合頭首工より取水した、左岸2.3号幹線水路の用水をポンプにて揚水し、パイپラインで配水する。</p> <p>④エネルギーの使用計画 使用計画該当なし</p> <p>⑤雨水、污水の排水計画 雨水：排水はほ場内排水路を経由して、県営湛水防除事業西黒部地区で整備する導水路により金剛川に排水する。左岸3号幹線用水路の西側は現況排水系統の通りとする。 污水：中勢沿岸流域下水道にて整備予定</p> <p>⑥道路・交通計画 計画地区は、国道42号線、主要地方道鳥羽松阪線、松阪第2環状線が地区内を通過している。</p> <p>⑦工期 ア)着工の予定期期 イ)完工及び供用開始の予定期期 ・着工：平成21年9月頃予定 ・完工：平成27年3月頃予定 ・供用：平成27年4月頃予定</p>		
(5) 関連事業計画	該当なし		
(6) その他	該当なし		

2 計画地の社会的条件の現況等

(1) 計画地の社会的条件の現況	① 交通の現況	a. 計画地周辺の主要道路及び交通機関は、国道42号線、主要地方道鳥羽松阪線、松阪第2環状線、伊勢松阪線、県道松阪環状線の道路と近鉄山田線の鉄道に囲まれている。 b. 主要道路の交通状況は、主要地方道鳥羽松阪線の朝夕の通勤時間帯の混雑を除けばスムーズに通行できる。
	② 土地利用の現況	計画地区の現況土地利用は、その殆どが水田（不整形）で極一部の畠地がある。（別図2 現況土地利用図参照）
	③ 水域利用の現況	計画地区は、櫛田川（1級直轄河川）と金剛川（2級河川）の支流真盛川に挟まれた農地であり、農業用水は櫛田川から取水し、排水は湛水防除幹線排水路を経て金剛川に落としている。なお、地区内の水路は、用排兼用の土水路である。（別図3 現況計画平面図参照）
	④ 生活関連施設の現況	a. 上・下水道の整備状況：上水道は完備している。 下水道の整備は中勢沿岸流域下水道松阪処理区により整備予定となっている。 b. 廃棄物処理施設の整備状況：松阪市内のリサイクル施設及び処理場で処理している。 c. 学校・医療施設等の立地条件：計画地区周辺に朝見小学校がある。又、市内には総合病院が3箇所ある。
(2) 関係法令等による地域の指定・規制状況	① 自然環境保全地域等の指定状況	自然環境保全地域（地区）、自然公園地域（区域）、鳥獣保護区の指定状況 a. 自然環境保全地域（地区）：指定された地域はない。 b. 自然公園地域（区域）：指定された地域はない。 c. 鳥獣保護区：指定された地域はない。
	② 土地利用規制の現況	都市計画法、農業地域振興法、森林法等の規制状況 a. 都市計画法：地区内の国道及び県道は都市施設（道路）に指定されている。 b. 農業地域振興法：農業振興地域、農用地区域に指定されている。 c. 森林法：指定されている地域はない。 (別図2 農振地域図参照)

3 計画地の自然的条件の現況

(1) 地形・地質	文献調査	文献名	土地分類図（三重県）（S50国土庁土地局）	
	現地調査の有無	有・無（実施日時　　）	聴取調査の有無	有・無
	調査結果等	地形：標高1～8mの平坦地 地質：新生代第四紀洪積世の段丘堆積物で粘土・砂・礫 （別図4 水田および畑地土壤生産性分級図参照）		
(2) 水象	文献調査	文献名	「平成19年度三重県環境白書」	
	現地調査の有無	有・無（実施日時　　）	聴取調査の有無	有・無
	調査結果等	2級河川金剛川昭和橋地点での水質は、次の通りである。 pH7.3 D07.7 BOD2.1 SS3 大腸菌群数3.2E+03		
	② 海域	該当なし		
(3) 気象・大気質等	調査の方法	「平成19年度三重県環境白書」 津地方気象台（1971年～2000年）の観測記録		
	調査結果等	気温：平均気温15.5℃ 降水量：年降水量 1650.3mm 最多風向：北西 風速：最大42m/s 大気質：二酸化硫黄0.005ppm（年平均）、二酸化窒素0.009ppm（年平均）、浮遊粒子状物質0.032mg/m³（年平均）、一酸化窒素0.004ppm（年平均）、窒素化合物0.013ppm（年平均） 光化学オゾン0.046ppm（昼間の日最高1時間の平均） メタン1.85ppmC（年平均）、全炭化水素2.00ppmC（年平均） ダイオキシン類0.046pg-TEQ/m³ 水質：pH7.3 D07.7 BOD2.1 SS3 騒音：45LAeq(dB)（等価騒音レベル（昼）） 振動：調査結果なし		
(4) 生態系等	文献調査	文献名	「三重県レッドデータブック2005」	
	現地調査の有無	有・無（実施日時H20.7.23）	聴取調査の有無	有・無
	調査結果等	植生の概要：当地域の湿润状態になっている場所には種々の植物群落が観測されている。 貴重な植物個体：計画地区に貴重な植物個体7種類が確認された（別紙 環境配慮調書参照）。 貴重な植物群落：計画地区に貴重な植物群落は分布していない。		
	② 動物	動物相の概要：当地域には種々の動物が確認された。 貴重な動物：計画地区内には、8種類（魚類、貝類、昆虫）の貴重な動物が見受けられる。 （別紙 環境配慮調書参照）		

(5) 自然景観・文化財等	文献調査	文献名	松阪市遺跡分布地図（別図5参照）	
	現地調査の有無	(有) 無（実施日時H20.7.23）	聴取調査の有無	(有) 無
	調査結果等 ① 自然景観	<p>自然景観の概要：櫛田川沿いの平野部の田園地帯で自然的要素が大きい景観である。</p> <p>貴重な自然景観： 昔、はた木に利用した樹木の珍しい景観がある。</p>		
	② 文化財、史跡、名勝等	<p>史跡・名勝・天然記念物等</p> <p>文化財：地区内に県指定の朝田寺がある。</p> <p>埋蔵文化財包蔵地： 特になし</p>		
③ 野外レクリエーション他	計画地区周辺に立地していない。			
(8) その他、自然災害等		特記事項なし		

4 事業計画の検討内容(複数案比較が実施できない場合)

複数案比較が実施できない理由	この計画事業は、整備を行い優良農地を確保し、農業経営の安定化と地域農業の活性化を推進することを目的としており、この計画以外のものはない。
----------------	--

*環境配慮事項ごとに 環境配慮度を◎○ーで記入し その配慮の内容及び配慮度の評価の理由を記入すること。

環境配慮技術指針の配慮目標	環境配慮度
(1) 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築 (2) 人と自然が共にある環境の保全 (3) やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造	◎：十分配慮している。 ○：配慮している。 ー：特に配慮する必要がない。

技術指針に基づく環境配慮事項	環境配慮度	環境配慮の内容 (ーの場合は、無記入でも可)	配慮度の評価の理由
①-1 地球温暖化防止	○	工事に際して、排出ガス対策型建設機械を使用する。	排出ガス対策
①-2 廃棄物対策	○	工事による発生廃材は、再資源化が可能なものは資源化処理施設に搬入し、最終処分が必要なものについては、適正に処理する。	リサイクル対策
①-3 生活環境の保全	○	工事に際して、低騒音、低振動型機械の使用に努める。また、土工計画や排水施設計画において工事時期や濁水対策等の検討を行う。	周辺環境対策
①-4 その他重点事項		該当事項なし。	
②-1 野生生物等の生育空間の確保	○	騒音、振動の低減により生育空間の確保に努める。下流流域への土砂流出を防止し、濁水対策を講じる。	野生生物への影響を極力抑える。
②-2 希少な野生生物の保護	○	工事に際して、希少な植物が確認された場合、移植等の保護を行う。野生生物保護のため、排水路には魚巣アロックやスロープバーレを設置する予定である。	希少生物保護対策
②-3 地形、地質等の改变の抑止	○	土量のバランスをとり、地区外に搬出しないよう配慮する。	地区外への土砂流出を抑える。
②-4 その他重点事項		該当事項なし。	
③-1 緑化、周辺景観との調和	○	道路の法面は植生緑化するなど、景観に配慮する。	緑化対策
③-2 観水等、ふれあい空間づくり		該当事項なし。	
③-3 その他重点事項		該当事項なし。	
④ 上記以外の特記事項		該当事項なし。	

5 事業計画案の環境配慮に係る評価

従来の事業等と比較して優れている点	生育空間の確保
今後の課題	事業の推進にあたり農業者の理解を得る。
会議での調整を要する事柄	